

# 住居確保給付金のご案内

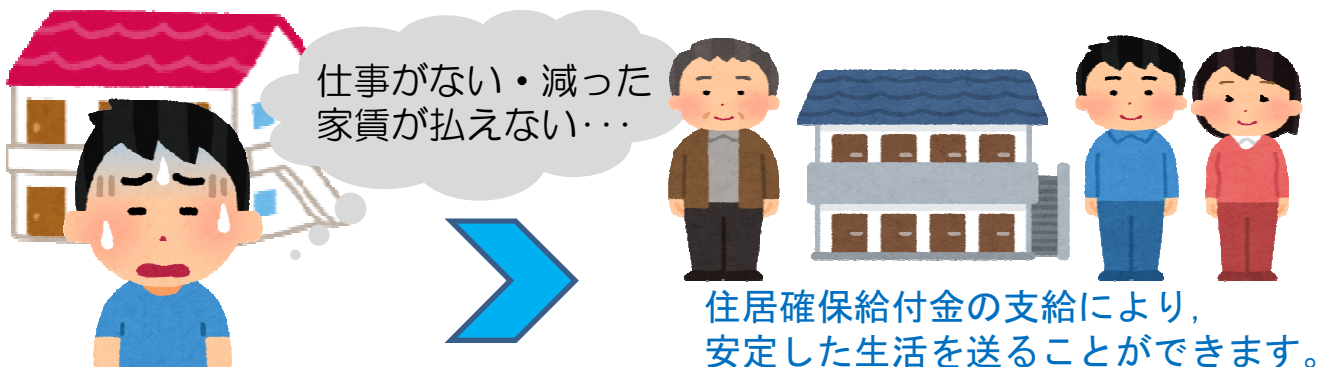
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、下記の収入基準額を超える収入を得ていませんか？ ( 単位：万円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額 (月額)</td><td>11.3</td><td>16.1</td><td>19.9</td></tr><tr><td>支給家賃額 (上限額)</td><td>3.2</td><td>3.8</td><td>4.2</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額 (月額)	11.3	16.1	19.9	支給家賃額 (上限額)	3.2	3.8	4.2	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額 (月額)	11.3	16.1	19.9										
支給家賃額 (上限額)	3.2	3.8	4.2										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？ (新型コロナウイルス感染症の影響で困窮している方には、個別にご相談に応じます。)	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、高知市生活支援相談センターにご相談ください (Tel 088-856-5529)。